

第7回 無電柱化推進のあり方検討委員会

平成29年8月2日

○蓮見分析官 定刻となりました。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより第7回無電柱化推進のあり方検討委員会を開催させていただきます。

○蓮見分析官 開会に当たり、道路局長の石川より御挨拶をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○石川道路局長 道路局長の石川でございます。

屋井委員長を初め委員の先生方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろから御指導をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。御案内のとおり、無電柱化は防災性能、通行空間、景観形成という観点から大変重要でありますけれども、我が国は諸外国に比べて大変おくれた状況にあるところでございまして、昨年、無電柱化の推進法が成立したのを受けまして、我々も新たに検討を始めてきたところがございます。

本委員会も、このような状況の中で今年1月に、今後の無電柱化推進のあり方、方向性を御検討いただくために設置をさせていただきます。本日は7回目ということで、非常に短期間に集中的に御議論をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。これまで関係者の方々から御意見もいただいて議論を重ねてきたわけですが、本日は前回骨子案をお示しいたしました中間取りまとめについて御議論をいただきまして、この委員会も一区切りとさせていただきます。予定でございます。

昨年の法律成立以来、無電柱化の動きが広がっております。東京都も東京都無電柱化推進条例が9月1日から施行ということでございます。同様に、道路法37条による新設電柱の占用禁止についても、東京都を含めて12団体、10都府県と2政令市において約10700kmが新設電柱禁止の措置がされるということで、そういう動きも広がっているところでございます。

占用制限とあわせて、地中化のためのコスト低減が非常に重要でありまして、中間取りまとめの中にも記載がございますけれども、今年度から新たな事業手法として民間の技術やノウハウの活用も可能となるようなPFI手法による電線共同溝の整備にも取り組むこととしております。昨日でありますけれども、最初の実施例となります実施方針の公表を行ったところでございます。これは島根県の安来市において実施ということでございます。

また、無電柱化を進めていくに当たっては沿道の住民の皆様方の御理解、御協力も不可欠でございますので、引き続き我々も必要性を広く訴えていかなければいけないと思っております。

今後とも、このような新たな取り組み含めて無電柱化を推進してまいりたいと考えておりますので、本日も取りまとめに向けて御議論いただきますよう、よろしく願いいたします。

○蓮見分析官 ありがとうございます。

○蓮見分析官 本日の資料の確認でございます。お配りしております資料、議事次第の次が委員名簿、その次に配付資料の一覧がございます。このとおりお配りしてあるかと思っておりますので、御確認をいただければと思います。

○蓮見分析官 議事に先立ちまして、屋井委員長から一言、お願いをいたします。

○屋井委員長 座ったままで失礼いたします。

既に石川局長からお話がありましたが、本日、第1回から第6回の活発な御議論を踏まえて、ようやく中間取りまとめとして公表するタイミングになりました。そういう意味では、議論いただく中間取りまとめに対しては最後の機会になります。前回の議論も踏まえて修正していただいていますけれども、見落としのないよう詳細な点まで委員の皆様には見ていただきたいと思っております。

この委員会、日本における道路のあり方を広く検討する中で、特に電柱・電線類で埋め尽くされている日本の道をどうするべきか。このまま放置していいかという、法制化された絶好のタイミングをとらえて開催していますが、そういった方向性については、一定程度書き込まれていると思っております。最終形とする上での審議を充実したものにしたいと思いますので、本日の議論もよろしく願います。

早速ですけれども、議事に入らせていただけてよろしいですか。

○蓮見分析官 ありがとうございます。

報道関係の皆様、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この先の議事は屋井委員長に進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○屋井委員長 早速ですけれども、開始の前に事務局から、毎回やっておりますか。これまでの委員会の概要、そして今回の委員会の議事について説明いただくということであります。よろしく願います。

○蓮見分析官 これまでの委員会の概要、おさらいでございます。これまで6回の委員会を開催いたしました。我が国の無電柱化の現状、歴史、海外の無電柱化の状況等を御説明いたしますとともに、無電柱化に関連する団体、計10団体からヒアリングを行いました。これは前々回になりますが、第5回委員会では論点整理を行いました。また、第6回、前回の委員会では中間取りまとめの骨子案を御説明し、御議論をいただいたところでございます。

本日は議事次第で中間取りまとめについてとさせていただきます。前回いただき

た御意見を踏まえて中間取りまとめの案を作成いたしましたので、御議論をいただきたいと思っております。あわせて、この取りまとめのタイトルについても御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

○屋井委員長 議事でございます。前回と同様に今回も中間取りまとめ案の中身を3つに分けて、最初は、構成、はじめに、そして第1章、このあたりを御説明いただいて、一旦区切らせていただいて議論していただくということで進めたいと思っております。よろしくお願いたします。

○清水地域道路調整官 それでは説明させていただきます。

お手元資料1、折り込みのA3の資料をごらんいただきたいと思っております。中間取りまとめの構成を絵にしたものでございます。前回の骨子案から特に構成の変更はございません。1章では、我が国の無電柱化のこれまでの経緯と現状、そして、近年、無電柱化に対する期待が盛り上がってきていることを整理しております。緑色の第2章は、無電柱化を推進するに当たって「限りある予算の中での推進」「電線共同溝方式以外の手法の拡大」「現在の占用制度及びその運用」「地域レベルでの合意形成」と、4つの課題を掲げております。それぞれの4つの課題に対応する形で、真ん中のピンク、3章で今後の基本的な方向性を書いております。右側の黄色い4章では、それぞれの具体的な施策ということで(1)から(5)まで分けて書いております。

続いて、資料3をごらんいただきたいと思っております。赤い字で見え消し状態で書いているものでございます。こちらについては、前回、箇条書きで書いていた中間取りまとめ骨子をつなぎあわせて文章にしていく中で、御意見をいただいたところの修正を見え消しという形で書かせていただいております。表紙にタイトル案が案1-1から案2まで4つございますが、このタイトル案については後ほど御議論をいただきたいと思っております。

めくっていただきまして、はじめにということで、ここは初めて紹介させていただきますので、ざあっと読ませていただきます。

日本は、大戦後の復興期、高度経済成長期を経て先進国の仲間入りを果たし、国民生活は豊かになるとともに、電力供給や通信技術の進展に伴い、国民はその利便性を享受している。

これらを支えるインフラとしての電力線や通信線は、ほとんどが道路上の電柱により支持された架空線であり、電柱が道路空間に乱立し、電線や機器が道路上空を覆っている。このような状況にも拘わらず、我々は、電線類が地中化された先進諸国との景観の違いを感じつつも、電柱・電線がもたらす様々な悪影響・外部不経済を意識することなく生活してきたと言える。

しかしながら、このような状況は、多くの電柱が倒壊した阪神・淡路大震災等の災害の苦い経験や、電柱により通行が阻害される歩行空間や通学路等の劣悪な道路環境を目の当たりにして、もはや看過できないものとなっている。さらには、電柱・電線が、我が国の優れた歴史的資産や美しい自然景観の価値を損なっている現状に、忸怩

たる思いは募る一方である。

これまで、行政や電線管理者における無電柱化に向けた努力も、無電柱化率を見れば明らかに不十分と言わざるを得ない。おりしも、平成32年（2020年）に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会を目前に、国会では「無電柱化の推進に関する法律」が全会一致で成立したところである。今こそ無電柱化の推進のあり方について見直しを図り、国民運動としての無電柱化を強力に進めるべき時である。

「無電柱化推進のあり方検討委員会」では、関係団体からのヒアリングを含めて計7回の審議を重ね、これまでの無電柱化の進め方を転換することも含め、この提言をとりまとめた。欧米やアジア諸国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、災害にもしなやかに対応できる国にするためには、今こそ無電柱化の新たなスタートを切るべきである。

施策の実現には、国、地方公共団体、電線管理者、地元関係者等の連携・協力が不可欠なことはもちろん、各分野の叡智を結集していくこと、広く国民の理解と協力のもとで取り組まれることが必要である。

本提言が、日本の電柱を増加から減少に転じさせる、無電柱化に向けたパラダイムシフトの始まりになることを期待する。

以上でございます。

続いて、4ページ目で名簿を書かせていただいております、5ページ目に目次を追加しております。

6ページ目から本文の内容でございます。まず1章を御紹介させていただいて、そこで一旦説明を切らせていただきます。見え消しになっておりますけれども、全体的に用語として、なるべく法律用語を活用するといったこととか、西暦をあわせて括弧書きで表記して、よりわかりやすくする等、工夫もしております。

最初、(1) 我が国の架空配電・通信網整備及び無電柱化の経緯というところで、もともと配電しか書いていましてしたので、「・通信」を加えています。

それから、「道路上の電柱や電線は、道路に設置を許された占用物件である。諸外国のほとんどの国と同様に、我が国においても、戦前は、電線管理者が自ら地下埋設を行っていた時期もある」と表現を足しております。

また、赤字のところ、11行目です。「安価で速やかに整備可能な架空配電・通信網の整備が進められてきた」ということでございます。13行目からは内容の変更はございません。一時的に地中化を行うべきという議論もありましたけれども、余り進まず、むしろIT化の進展に伴って一層多くの架空線が整備されるようになったという経緯を書いております。

②これまでの無電柱化の取組でございます。27行目で「単独地中化方式が全体の約50%」というところは、この50%が何を意味しているのかがわかりにくいという御指摘もありましたので、「無電柱化に着手した道路延長」、上下線がある場合、それぞれに地下埋設を行っている場合は2倍にカウントしますけれども、道路延長ベースで、約半分は電線管理者による単独地中化であったというふうに書いてございます。「しかし、平成7年に電線類の地中化を一層推進するため、電線共同溝法が施行されると、電線管理者による単独地中化は激減し」ということを書いてございます。

7ページ目の3行目から、「このような状況の中、近年では、地中化について、管路の

浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の活用等による低コスト化の技術開発が進められてきたほか、軒下配線や裏配線のような地中化以外の手法による無電柱化の取組も進められてきた。しかし、これまで6期にわたり計画が策定され、約9,500kmの無電柱化が実施されてきたものの、平成21年から始まった「無電柱化に係るガイドライン」(第6期計画に相当)の下では、無電柱化事業の着手延長が年平均でピークの第5期計画時の6割程度にまで低下しており、また今後、歩道の無い道路や幅員の狭い道路での無電柱化が求められていることなどもあり、電線共同溝方式に偏重した無電柱化の限界が明らかになってきている」というふうには、骨子の段階から電線共同溝方式に偏重した無電柱化の限界というのを書いておりましたけれども、その背景といいますか、理由を追加したということでございます。

③無電柱化の現状でございます。最初の段落では、もともとあるのですけれども、桜の木と同じ3,500万本の電柱があって、逆に今もふえ続けているということを書いております。この後は、前回、諸外国がどういった経緯で無電柱化を進めているのかというところを追加したほうが良いという御指摘がございましたので、加えております。22行目からです。

「ガス事業とのイコールフットィングの実現や、強風による停電被害の防止、風格のある都市景観の創造等の観点から、電力・通信の利用者にも負担を求めつつ、電線管理者による無電柱化が進められている例が主流となっている。これは、見方によっては、無電柱化を進めている国に比べ、我が国は良好な景観等と引き替えに、電力・通信を安く利用していると言える。」、前回御指摘いただいた中で、いろいろな国が電線管理者あるいは電力の利用者、通信の利用者に負担いただいて無電柱化をしている中で、日本だけが架空方式をしていることはどうなのかという御指摘がありましたので、その思いを下に追加したということでございます。

8ページ目でございます。(2)無電柱化を取り巻く近年の情勢の変化というところで。こちら言葉の補足をしております。5行目で、地震の際の架空線の被災率という言葉ですけれども、被災率といいますのは、ここでは「電力・通信の供給に支障が生じた割合」という意味で使っておりますので、その言葉を足しております。

13行目から、前回御指摘いただいた国土強靱化法の表現を加えております。読ませいただきます。「こうした大規模自然災害等に備えた国土強靱化の推進に関する基本理念等を定めた国土強靱化法においては、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画を策定することとされている。そして、平成26年6月、「国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの」として国土強靱化基本計画が閣議決定され、その中において、「様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、無電柱化等の対策を推進する。」というように、国土強靱化の位置づけの中でも無電柱化を推進することが明確になったということを書いてございます。

②の安全・円滑な関係でございます。こちらはバリアフリーと無電柱化の関係がわかりにくいという御指摘もありましたので、言葉を足しております。「バリアフリーの観点からも問題を惹起している。」と足しております。

9ページ目です。③の景観あるいは観光といったところでございます。6行目の終わり

から足してございます。前回、富士山を初めとする自然景観や伝統的建造物群等といったものだけが問題なのではないということで、追加すべしということで、「景観法に基づき景観行政団体が指定した景観計画地区内の大切な景観等」ということで、対象となるところを追加しております。

④無電柱化を求める社会的機運のところでは、最初の3段落目、内容の変更はございません。自治体における取り組みも広がってきていること、あるいは民間団体による動きも出てきていること、そして法律ができたことを3段落目で書いております。30行目からは、無電柱化の取り組みが電柱・電線によってもたらされる悪影響といえますか、外部不経済、マイナスをゼロにするというだけではネガティブではないか、もう少しポジティブな思いで書いたほうがいいのではないかと御指摘がありましたので、追加したところでございます。

「このような社会的機運の高まりは、無電柱化の推進が、単に電柱というネガティブな存在を道路空間から排除するだけの取組にとどまるのではなく、地域の防災意識の向上による安全な生活の実現や快適な通行空間の確保に資するとともに、良好な景観形成の効果を生かした地域振興施策にも寄与することが期待されていることの表れであると言える。」ということでございます。

1章はここまででございますので、一旦説明を切らせていただきます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

タイトルは、後で改めてやることにしたいと思います。

いかがでしょうか。それなりにじっくり読めたような気がしますけども、何かお気づきの点があれば……。

○鈴置委員 最後の10ページの2行目は、災害に対する強さが向上するというのではなくて意識の向上に限った表現にするということでしょうか。

○清水地域道路調整官 電柱・電線があることによって防災上の問題が生じておりますので、それがなくなる分はゼロだと思っているんですけども、地域で、こういった話し合いをしていただくことが可能になるのではないかなど。今まで電柱・電線があることに気づいていなかった方々は、自分たちが避難したり何かするときには問題があるということを感じてきっかけになるのではないかなど。そうしたことが地域のまちづくり、防災に対しての意識に影響してくるかなどということで、意識という言葉を使わせていただきました。

○屋井委員長 ありがとうございます。

そうすると、細かいことを言うと、安全意識の向上なんかと一緒に醸成されることが期待できるんでしょうね。災害だけじゃなくて、交通事故みたいなものがあつたりしますからね。

ほかはいかがでしょう。

後ほど戻っていただいて結構だと思いますので、次にまいりましょうか。次は2章と3章までかな、この2つの章ですね。御説明をお願いします。

○清水地域道路調整官 資料3の11ページをごらんいただきたいと思います。

2章、無電柱化推進の課題であります。限りある予算の中での推進というところですが、少し言葉を足しております。7行目からです。「現在、無電柱化方式の大宗を占める電線共同溝方式については、コストが高いことが課題として指摘されている。電線共同溝は機

能的には一体である管路・特殊部とケーブル・地上機器を別々の主体が整備することから、コスト縮減が進みにくい現状となっている。今後、関係者が連携して技術開発を推進し、全体としてのコスト縮減に努める必要がある。」としております。

(2) です。骨子の段階では官民の役割分担の見直しとしておりましたが、もう少し中身をわかりやすくしようということで、電線共同溝方式に偏重しているというのが先ほどの説明でありましたけれども、それ以外の手法を拡大していこうということのタイトルにしております。

前段の2段落目は、内容の変更はございません。「平成7年以降、電線共同溝方式が無電柱化手法の大宗を占めている。しかし、近年の公共事業に係る厳しい財政状況を踏まえると、電線共同溝方式に偏重した手法では無電柱化の迅速な促進を図ることは困難であり、今後、官民の適切な役割分担の下で、電線共同溝方式以外の事業手法による無電柱化の取組を大幅に拡大していく必要がある。」ということで、内容の変更はございません。

その後、22行目からは、そもそも費用負担は誰がどういう考え方ですべきなのかというのも、これできちんと検討しておいたほうがいいねと。ただ、すぐに答えが出るものではないので、今後の課題ではあるんだけど、何か考えを書けるのであれば書いておこうというのが前回の委員会の中で御指摘がございました。ということで、22行目から、それを追加しております。読ませていただきます。

「なお、無電柱化の費用負担については、ガスや水道については事業者自らの負担で管路を埋設していることに鑑みれば、電力や通信についても電線管理者自らの負担、ひいては電力・通信の利用者の負担により地中化を行うという考え方も十分にあり得るところである。」、すなわち受益者負担ということをおっしゃっております。

「また、前述のとおり、電柱が防災、安全・円滑な交通確保及び良好な景観形成等に悪影響を及ぼすことを踏まえると、そのような電線管理者が原因者負担の見地から無電柱化の費用を負担するという考え方も成り立ち得るところである。一方で、一定の法的保護の下に占用が認められてきた事実についても配慮が必要となろう。我が国においても、こうした無電柱化の費用を負担する主体に関する議論を深めていくことが望まれる。」を足させていただいております。

(3)、占用制度について、特に内容の追加・変更はございません。前述のとおり、義務占用物件として一定の法的保護が与えられてきたこと、一方で占用を制限する制度がありながら、それが十分に活用されてきたとは言いがたいこと、12行目から、電柱・電線が及ぼす外部不経済が占用制度の中で十分な議論がされていない、そうしたことを見直していく必要があるとしておるところでございます。

(4) 地域レベルでの合意形成です。こちらにも内容には変更ございません。「地方ブロックや都道府県等のレベルでの協議・合意形成が重要となる」ということで、24行目の赤の後ろぐらいから、「地域のニーズを反映できるよう、体制の充実を図る必要があるとともに、こうした協議会を活用して対象道路等の選択を検討する必要がある。」、あるいは、27行目からは個別の事業箇所の話ですけれども、「総論での賛成は得られても、(現場での) 事業手法の選択、地上機器の設置場所等について住民との合意形成に時間を要する例も多い」といったことで、こういったところの体制を充実していこうということを書いてございます。

3章に移ります。14ページ目です。(1)対象道路に係る優先順位の設定及び技術開発の促進ということです。中身については特段の変更はありませんが、大きく3つの観点、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興といったところで推進していくべきところを記載しております。バリアフリーのところに赤字がございますが、バリアフリー化が必要な道路はどういう道路なのかという言葉が足りないということで、「高齢者、障害者等の歩行者が多い」ということを足させていただいております。

15ページ目に移りまして、②の対象道路の選定の考え方であります。少し修正が多いところですので、読ませていただきます。「実際に無電柱化を進める対象道路の選定に当たっては、例えば、第一次緊急輸送道路等広域的な防災の観点や、世界遺産周辺等国を代表する景観形成の観点から無電柱化が必要な道路に関しては、主として国・都道府県レベルで検討を行う必要がある。一方で、通学路の安全やバリアフリーの観点から無電柱化が必要な道路に関しては、主として地元住民の意向を適切に把握できる市町村レベルで検討を行うなど、適切な役割分担により進めるべきであるが、無電柱化を進める対象道路に係る基本的な考え方については、国が一定の基準を示すことも重要である。」ということで、ローカルに検討すべきところでも国は全く知らないということではなくて、一定の共通するものについて示していくことも必要であろうという御意見を反映しております。

11行目からは「なお、対象道路の選定に当たっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画等々の関係する様々な計画との整合性に留意することも必要である」、14行目からはもともと書いていることですが、事故データやビッグデータといった客観的なデータを使っていくということも検討すべきであるとしております。

③技術開発です。内容の変更というわけではありませんが、法律用語をきちんと漏れなく使おうということで、「無電柱化法第5条は、国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術開発を行うことを電線管理者の責務として規定しており、同条を踏まえ」、連携して検討していくことにしております。

(2)です。タイトルはもともと事業の実施等における官民の役割分担の適正化ということでしたが、第2章と同じく、適正化ということではなくて、今も適正ではないと言っているわけではないんですが、官民の適切な役割分担をしっかりとって無電柱化を推進していこうと、少し表現を直しております。

前半では、平成7年以降、電線共同溝方式による無電柱化が推進されてきたということの意味を書いております。16ページ目の1行目から、「道路の掘り返し抑制等道路管理上の必要性が高い道路においては、電線共同溝方式により無電柱化を推進することが適切であると考えられたことがある」と、ここで終わっておりましたけれども、さらに念押しをしております。「そもそも全ての道路を対象として電線共同溝方式による無電柱化を進めることが意図されていたものではなく、また、電線共同溝方式以外の手法による無電柱化を否定したものでもない。しかし、現実には、無電柱化手法の大宗が電線共同溝式となり、電線管理者による単独地中化の占める割合は実に1%にまで激減している。」という事実をあらわしております。

その上で、「無電柱化法第2条において求められているとおり、無電柱化は、国、地方公共団体、電線管理者の適切な役割分担の下で進められるべきものであり、第3条～5条において、国及び地方公共団体が施策の策定と実施の責務を有するとの規定に加え、民間

企業である電線管理者に対しても責務を規定している。とりわけ、無電柱化法第5条において、無電柱化を実施することが電線管理者の責務として明確化されたことは、無電柱化を加速させる上で重要なものであると言える。」ということで、電線共同溝方式をやるんですけれども、一方で、それ以外の電線管理者による地中化もやっていかなければ無電柱化を加速させることができません、それは非常に重要なことですよという表現にしております。

22行目に飛びまして、「こうしたことから、道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間においては、引き続き道路管理者による電線共同溝等の整備を進める一方で、今後は、電線管理者も無電柱化推進法に基づく責務とその役割分担に応じた負担の下で、(1)で述べたような無電柱化が必要な道路において、国及び地方公共団体と連携して迅速化、コスト縮減等に資する技術開発を進めつつ、様々な手法を活用しながら、自ら無電柱化を進めることが求められる。」としております。

29行目からはもともと書いておりますが、無電柱化推進法の12条で、道路事業や面整備事業のときに電線管理者が新設電柱については設置の抑制を、既設電柱についてはあわせて行うことができるときに撤去を行うということが規定されておりますので、「これにより効率的に事業を実施することが可能となる。」としております。

4行目からは、もともとあります。いわゆる要請者の負担で無電柱化を行うこともあるでしょうということ、7行目からは、まとめとして、それぞれの役割を適切に果たして進めていくことが必要であるとしております。

(3) 占用制度です。中身の修正は特にございません。無電柱化、11条において占用制限制度がございますので、この占用制限をさらに拡大する方法について検討が行われるべきである。あるいは占用料について外部不経済を及ぼしていることを踏まえた占用料を検討すべきであるということを書いております。

(4) 無電柱化推進体制の構築です。前回、御指摘いただいた中で、このあり方の報告書を出し、国の計画をつくるというところで終わりではなく、都道府県、市町村に対して実践していただくところが計画にしっかり位置づけていくこと等々の御意見をいただいております。

「都道府県又は市町村は、地域における無電柱化を計画的に推進していくため、それぞれ無電柱化法において努力義務として規定された都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画の策定に努めて、その地域における無電柱化の基本的な方針や目標等を定めるとともに、地域の状況に応じた施策を積極的に推進することが望まれる。そして、より実効性を高めるため、……計画を具現化するための事業計画を定めるなど、計画的に推進することが望まれる。」としております。

また、地元関係者や電線管理者を含む関係者が連携して無電柱化に取り組むため、地方ブロックや都道府県を単位とする協議会の体制の充実ということも書いております。加えて、現場のレベル、事業実施段階の推進体制の構築ということで締めております。

若干駆け足の説明になりましたが、以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

○二村委員 16ページの7行目で、「占める割合は、実に1%にまで激減している。」ということなんですが、1%は既設電柱を含めた形での1%ということなのか、読みようによ

っては新設電柱のうちの1%と読んでしまう方もいると思うので、多少明確化なされたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。幾つかお伺いしてからと思います。

私からも一点。単なる言葉の問題なので本質的じゃないですが、11ページの(2)で、先ほどタイトルを変えたということです。これで結構なんだけども、2章のタイトル自体は「課題」ということで、課題を受けて施策に持っていくという全体のストーリーから言うと、「拡大」というのは積極的に提案している感じのタイトルなんですね。もしかすると、電線共同溝方式による「限界」とか、現状の課題にふさわしいタイトルにとどめておくほうが座りがいいのかもしれませんが。これは単なるレトリックの問題なので、どちらでもいいと言えいいんですけど。

以上です。

ほかに何か……。今の2点で何かお答えありますか。

○清水地域道路調整官 1%の表現ですけれども、6ページの27行目に「単独地中化方式が全体の50%」とありまして、その後ろに「無電柱化に着手した道路延長」ということなので、同じ単位を使っているの、意味としては、その期間に道路延長ベースで無電柱化をやった延長をざあっと出して、それをあらわしたものです。

参考資料2にパワーポイントの分厚い資料がございまして、こちらの5ページ目を見ていただきますと、グラフの左側ですね、第1期・第2期電線類地中化計画というときに、ピンク色の単独地中化901km、45%とあります。これは四捨五入して50%と言っているんですけども、平成16年から28年の第5期・第6期電線類地中化計画にいけますと、ピンクの線が24km、1%ということで、16年から以降の期間に、新たに地中化等無電柱化に着手した道路延長ベースで見ると、たった1%しかない、その意味をあらわして、既存の電柱とか地上にあるものではなくて、地中化したときの道路の全部の延長から見ると、1%しかないという意味でございまして。内容はそういうこととございまして。

○森山環境安全課長 二村委員の御指摘のように、第何期、第何期においてはと入れれば語弊がないと思いますので、そんなふうに正確に表現をしようと思います。

○二村委員 せっかく読んでくださる方をミスリードしてはいけないと思ひまして、老婆心ながらというところでございまして。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

○森山環境安全課長 屋井委員長から、11ページで、こちら辺が課題ということになっているので、中身的には電線共同溝方式の限界という中身ですので、そういうふうな方向で、標題といいますか、そういうふうな修正をしたいと思ひます。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○松原委員 どこの文言をどう変えるというのではないんですけども、16ページの4行目あたりに「電線共同溝方式以外の手法による無電柱化を否定したものではない」ということが書かれており、22行目あたりで「道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において

は、引き続き道路管理者による電線共同溝等の整備を進める一方で」という書き方になっています。

ここには明示的には書かれていませんが、これまでは国道のように歩道幅が片方だけで2.5mあるものについては共同溝方式で、そのことをここで掘り返しの抑制が特に必要と書かれているんだと思います。そしてこれが暗に意味しているのは、それ以下の幅の道路については共同溝方式はとらない。そしてそちらについては費用負担割合が決まっていない、今後もしくは検討しなければいけない、できれば単独地中化を進めたい、ということです。無電柱化の推進はそういう道路が対象になっていくし、そちらが無電柱化の本丸である、今後、そっちに進んでいなければいけないんだということです。そのことがこの辺りに書かれていると思います。

特に37条とかにつながっていくのですが、今後、全体として進めるためには、費用負担方式も含めて共同溝のやり方はやめるというよりもできなくなっていくんだというニュアンスがもう少し色濃くてもいいのかなという気がいたしました。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

御意見でもあるんですね。

○二村委員 17ページに「外部不経済を反映した占用料を」という文言があります。前回、休んだもので、どこに何がというのがわかっていないものですから教えていただきたいんですが、外部不経済を本委員会がどういうふうに考えているか、具体的にどういうものを外部不経済と考えているかという多少の言及はどこかにあるんでしょうか。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかは何かありますか。今の2点、いかがでしょうか。

○蓮見分析官 電柱の外部不経済については、12ページの(3)現在の占用制度及びその運用の中でございますが、12行目から、「また、電柱は、災害時の倒壊により緊急輸送の大きな障害となること、安全・円滑な交通への支障や景観の阻害要因となるなど、外部不経済を及ぼしているが」ということで、無電柱化の目的の裏返しになるかもしれませんが、ここで簡単には紹介させていただいております。

○二村委員 ありがとうございます。

○松原委員 私が答えるのは何ですけれども、私が外部不経済と言い出しましたので、一言つけ加えます。

昨年度、成立した法律の一つの大きなポイントは、無電柱化の目的に、これまでのような景観の形成だけでなく、それ以外に交通安全と防災が挙げられたことにあると私は考えております。電柱がこれらを阻害していると公式に認めたということは、電柱はそれだけの外部不経済であり、道路を利用する者にはそうした不経済を受けない権利があるということです。外部不経済とは費用負担をしないで利益を得る経済活動ということですから、今後は事業者がそれを主体的に負担しなければならない。これまでも外部不経済であったのに、そういう言葉を使ってこなかったというのは非常に大きな問題であるし、かつ、特に国交省が別途推進しておられます国土強靱化においても無電柱化は必要事項と認められています。それで特にこの言葉で接続するべきだと私は申し上げました。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

よろしいですか。ほかに特に意見がなければ、最後を御説明いただいてから、改めて全体の御議論をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○清水地域道路調整官 19ページをお願いいたします。4章の無電柱化の推進に関する具体的な施策であります。

冒頭のところです。「無電柱化の着実な推進を図るためには、3. で示した基本的な方針の下、2. で示した課題に対応する以下の様々な具体施策を推進すべきである。これらの施策を可能なものから国及び地方公共団体で策定される無電柱化推進計画に位置づけるなどにより、総合的、計画的かつ迅速に実行する必要がある。」ということで、この中間取りまとめと、今後、法定計画として策定する推進計画を橋渡しするような文言を追加させていただきます。

(1) 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進等というところです。多様な整備手法の活用ということで、「地域の協力を得て無電柱化を実施する軒下配線や裏配線については、これまでの事例を踏まえて合意形成の課題を整理し、円滑に合意形成を図る方法や仕組みの確立を目指して検討を進め、普及促進を図る」ということで、少し丁寧に書いております。

「また、地中化に際しては、收容する電線類の量や道路交通の状況、埋設物の状況等に応じて、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、直接埋設方式によるコスト縮減を検討することが必要であり、その際は、メンテナンスを含めたトータルコストの視点も必要である。さらに、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現することが望ましい。」「このほか、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法を積極的に採用すべきである。」。

ここから、また御指摘いただいたところでありまして、無電柱化しただけじゃなくて、余った上空の空間をもっとうまく使えばいいんじゃないかという御指摘がありましたので、「その際、バス停の上屋の整備・管理やサイクルシェア事業を同時に行うなど、無電柱化により空いた空間を道路利用者のため賢く利用する方法等について、柔軟なアイデアが生み出されることが期待される。」と追加をしております。

②低コスト手法の普及拡大というところでもあります。内容は特に前段は変わっておりません。20ページ目をごらんいただきまして、直接埋設方式の開発、③のタイトルを消しております。直接埋設方式も低コスト手法の一環だということで項をくっつけております。そして、直接埋設方式の解説について直しております。「諸外国では一般的な手法である直接埋設方式は、大幅なコスト縮減が期待できることから、その技術開発を進め、早急な実用化、普及を図るべきである。」。

「なお、直接埋設方式は」のところですが、簡便な方法であることからということからは法律の言葉に直しております。「簡便な方法であることから、幅広く適用できるよう技術的検討が必要である。また、直接埋設した電線を他の事業者が毀損することを防ぐため、地下埋設物の位置情報の整備や、地中における明示方法について検討すべきである。」としております。

続いて、地下埋設物の管理の高度化というところです。前回御指摘があった中で、地下

のデータについて共有することも大事ですよという御指摘をいただいておりますので、「埋設位置のデータの共有」を追加させていただきます。

④機器のコンパクト化・低コスト化というところであります。内容の変更といいますが、言葉を整理して書き直しております。21ページ、3行目からです。「大きな地上機器や特殊部は、他の既設の地下埋設物の移設を余儀なくするなど高コストの要因になっているほか、狭い歩道で無電柱化が進んでいない一因となっている。また、地上機器により子供が死角になるなど交通安全上の問題も指摘されている。」ということで、前段に課題部分を集めました。

「このため、地上機器や特殊部のコンパクト化、照明柱に設置される柱状トランスの更なるコンパクト化・一体化の技術開発や、地域の状況に応じた地上機器の大きさや形状、設置場所について工夫を検討すべきである。」ということで、技術開発もやりつつ、現場は実際に動いておりますので、現場においても工夫をすべきであるという二本立てで書いております。「さらに、地域毎に異なる規格を統一することで、スケールメリットを活かし」ということを続けております。

土木工事の縮減は特に変更ありませんが、昼間の工事を拡大することによって、特に労務費が安くなりますので、その拡大とか埋め戻しといったところを不要にするなど、土木工事の工夫が必要である、あるいは地域住民の理解を得られることによって工期を短縮するといったことを書いております。

続いて、⑥の新技術の利用促進。こちらも、よりプラスのイメージを出せないかという御指摘をいただいておりますので、追加しております。24行目から、「民間の開発意欲を向上させ、有用な技術を積極的に採用するなど、新技術の利用促進を図る仕組みを検討し、無電柱化関連技術のイノベーションを興し、成長産業へと発展させるべきである。」と、ちょっと強めにいいますか、未来志向で書いております。

⑦の技術情報の共有は特に変更ございません。共有すべきであるということを書いております。

22ページ、(2) 財政的措置であります。税制措置を検討すべきである、あるいは占用料の減額を地方公共団体にも普及すべきである、貸付金制度を活用すべきである、あるいは競争的資金といいますが、お手本となるところに集中的に支援をするといったことがありまして、特にこれは御意見なく、変わっておりません。

⑤は単独地中化の際の支援のあり方を検討としておりましたが、あり方検討委員会で7回議論して、最後に「あり方」というのも何だねという御指摘をいただきましたので、なるべくあり方を使わないようにさせていただきました。「支援措置の検討」とさせていただきます。「電線管理者が単独地中化を行うに当たって、これまで一定の法的保護の下に占用が認められてきた事実や、電線共同溝方式では電線管理者の負担は概ね3分の1にとどまっていた事実も踏まえ、これを促進するための財政的支援措置を検討すべきである。」としております。

23ページ目、こちら費用負担のあり方の検討だったんですが、「費用負担の見直しの検討」としております。電線共同溝方式が施行後20年たっているということ踏まえて、整備の実態と負担について乖離が生じていないか、検証するというように書いております。

(3) 占用制度的確な運用です。①の占用制限制度の拡大のところは少し言葉を直し

ております。18行目からです。「既設電柱についても占用制限措置が必要であり、現に電柱等の道路占用を行っているという電線管理者の既存の利益や期待にも一定の配慮を行いつつ、具体的な措置について検討すべきである。」としております。

22行目から、規制をかけるときの対象区間の選び方について書いておりました。3章の(1)の②と同じような表現が続いておりましたので、「3(1)②で指摘したのと同様に、国、都道府県、市町村が適切な役割分担により進めること、及び国が一定の基準を示すことも重要である。」と省略をしております。

続いて、24ページ目の②です。無電柱化法第12条です。これも法律の言葉をしっかり使おうということで、「無電柱化法第12条は、道路事業や面整備事業の実施に併せて電線管理者が新設電柱については事業の状況を踏まえつつ設置の抑制を、既設電柱については併せて行うことができるときに撤去を行うことを明確に規定しており、無電柱化を推進するに当たっては同条を的確に運用することが極めて有用であることから、現場の実態を踏まえて、具体的な運用方針を策定すべきである。」と少し強めております。「また、同条は、電線管理者に対する責務を定めたものであるが、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討すべきである。」ということで、ここもあり方を見直して具体的な表現に変えております。

③占用料制度の見直しのところは、外部不経済を反映した占用料も、「あり方」ではなくて「見直しを検討する」と表現を変えております。

(4) 関係事業者間の連携の強化であります。①協議会のところで、地方ブロックあるいは都道府県の協議会で検討を強化していくために、道路管理者、電線管理者以外のメンバーを追加するという体制強化を書いております。

25ページ目、少し言葉を足しております。現場レベルでの検討に当たりまして、「地元協議会やワークショップを設置するなどの手法を普及させるべきである。」ということで追加をしております。

②工事・設備の連携というところです。9行目からは、先ほどの無電柱化推進法12条と同じような話ですが、道路事業や市街地開発事業等を行う際に、国、地方公共団体が電線管理者と調整しながら、効率的に無電柱化を施工できるよう連携すべきであるというのが前段部分です。追加したのは、同様にガスや水道といった占用工事がありますので、そういったものについても調整することで効率的に行うべきであるというのを追加しております。14行目からは複数の電線管理者が調整するというのを書いております。

③民地活用の促進については、特に内容の変更はございません。地上機器の設置場所として学校や公共施設等の公有地の協力を求めていくということを書いております。また、民地において地上機器を置いていただけるようなインセンティブについて検討すべきであるということを書いております。

④他の計画・事業との連携ということですが、先ほどのポジティブの話につながりますが、27行目から、「無電柱化を契機に地域の防災意識を高めたり、無電柱化による安全性の向上や良好な景観の形成の効果を活かして地域振興策に取り組むなどにより、無電柱化の効果を一層高めることが望ましい。」ということで、無電柱化を契機として地域のまち全体をよくする運動につながっていけばということを書いております。

26ページ目、前回御指摘いただいた内容でありまして、「無電柱化工事に起因した樹木

の伐採が問題になることもある。そこで、無電柱化の実施に際しては、こうした地域の課題も踏まえ総合的、計画的に取り組むことが望ましい。」としております。

(5) 国民の理解・協力。国民世論の形成です。「世界に恥じない無電柱化された景観の必要性について」は消しておりますが、その下に移動しているだけです。内容は特に変更ございません。電線・電柱が当たり前と感じている「電線病」を克服して、無電柱化に対する理解を深めましょう。資産価値の向上等のいろいろな効果について収集して理解を広げていきましょう。そして、電線・電柱が災害時に危険であることや無電柱化された景観の必要性が国民の共通認識となって、積極的に協力してもらえるように務めるべきであるとしております。

②は、地方公共団体が条例や推進計画を定めることに対して地方整備局等が積極的に支援を行うべきというところで、特に変更はございません。

③、コストへの理解ということです。無電柱化を行うときには、主体の話もありましたけれども、結局のところ、電気料金、通信料金あるいは税金によって賄われるということで、すべからず国民の負担ですよということは理解いただくべきであろうと。といつつ、追加しておりますのは、御指摘もありましたので、「それらの負担については、受益との関係がより明確であることが望ましいことから、これまでの経緯も踏まえつつ、今後とも適切な負担について研究が進められることが望まれる。」というのを足しております。

最後、27ページ目です。広報のところでございます。法律上、無電柱化の日が書かれたということの意義は非常に大きいという御指摘をいただきましたので、「無電柱化法に定められた「無電柱化の日」ということで言葉を足しております。

そして、28ページ目、おわりにでございます。初めてのところなので、読ませていただきます。

インフラ分野において、我が国が国際的に際立って遅れているのが無電柱化である。古来より、わび、さびの芸術を育んできた日本人の有り様からすれば、道路景観において見事なまでの醜態をさらしているのは不思議でならない。

本提言は、無電柱化法を受け、具体的な取組の方向を示したものである。無電柱化法に盛り込まれている理念、方向性の下、無電柱化が着実に進むための具体的な仕組み作りが重要であり、今後策定される無電柱化推進計画や無電柱化の具体的な施策に適宜反映されることを期待している。

無電柱化の取り組みは、一朝一夕に為し得るものではなく、継続的な取り組みが必要であり、また、他の計画や事業とも連携しつつ、総合的、計画的に推進することが求められる。無電柱化の事業と、効果的な制度の改正・運用が車の両輪となって、電柱がないことが当たり前の世の中になり、無電柱化の分野においても一日も早く国際社会の一員として肩を並べることができるよう願うものである。

と書かせていただいております。

29ページ目からは参考として用語解説をつけ加えさせていただきます。そして、32ページに、これまでの検討の経緯を書かせていただいております。

以上でございます。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

今の御説明の部分についていかがでしょうか。あるいは、最初に戻っていただいても結

構ですので、御指摘いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴置委員 直接埋設に関しての質問です。20ページの10行目に「幅広く適用できるよう技術的検討が必要である」と書いてあります。これは直接埋設方式全体の技術的検討という意味でしょうか。それとも、「掘り返しが必要となるが」と書いてあるので、埋め方の工事法の技術的検討に限られるのでしょうか。

○屋井委員長 今すぐじゃなくて、ほかの意見もお伺いしてから、後でまとめて申し上げます。

1点だけでよろしいですか。

○鈴置委員 前にも申し上げたように、資産価値の向上といったような、ポジティブな面をもっとうまく利用する方策は書けないかと思います。26ページに「収集・分析等を進め、理解を広げるべきである」という形で言及してありますが、このくらいの表現が限界なのでしょうか。もう少しポジティブに方策を書くということは難しいのでしょうか。

○屋井委員長 意見でよろしいですか。

ほかに何か御意見、ございませんか。

○秋葉委員 意見なんですけど。20ページとか21ページに新しい技術とか工法に関することが書いてあるわけなんですけど、無電柱化ということで、これからいろいろなアイデアが出てくるんだと思うんですね。そこで、メーカーなり施工業者なりが、新しい技術とか、こういったものでやったらどうだといったことを相談できる窓口であったり、仕組みであったり、そういったことがどこでやれば……。仕組みづくりをするとか、そのような表現があるといいのかなと思いました。

一方、どこだったか忘れちゃいましたけども、地方の道路管理者の場合は各地方整備局が窓口になるような記載があったので――26ページですか――、そこら辺はいいと思うんですけども、むしろメーカーとか施工業者からの窓口ですね、そういった仕組みをつくるといったような表現があるとよろしいかなと思いました。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

このあたりで一回、いいですか。よろしく申し上げます。

○蓮見分析官 鈴置先生の御意見で、20ページの直接埋設のところでございます。直接埋設自体については技術開発中ということで、現場に適用するためには幾つかクリアしなければいけない、確認しなければいけない課題があると思っております。この技術的検討というワードについては全体ということで考えております。

それから、秋葉先生の御指摘でございます。21ページの⑥に新技術の利用促進という項目を設けてございます。無電柱化推進に当たっては、民間の技術開発を積極的に取り入れていくことが重要でございます。そういう意味では、民間企業の方も非常に大事なプレイヤーといいますか、関係者だと思っております、期待もしているところでございます。

この中でNETISの話も書かせていただいておりますが、電線管理者を含めたオープンな場で評価する仕組みを設けて、民間の開発意欲を向上させ、有用な技術を積極的に採用するなど、新技術の利用促進を図る仕組みを検討しということで、何らかの仕組み的なものをつくって、うまく回っていくように、ここはちょっとオーバーに成長産業という言葉も使わせていただきましたが、好循環になるような取り組みを検討していきたいと思っております。

○森山環境安全課長 鈴置先生の、26ページで埋めることによるポジティブな表現でございますが、おっしゃるとおり、26ページ、12行目で、無電柱化による資産価値の向上はもちろんあるんですけども、あくまで景観という面による部分も多いと思うんですが、実際には防災上の安全性だとかバリアフリーとかありますので、そういった観点からもうちょっとこの表現を膨らませて、埋まれば台風が来ても安心だとか、地震が来ても安心だとか、歩道空間が広く使えるとかありますので、そういうふうに充実させたいと考えております。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

今の点についていかがでしょうか。ちょっと書き込めると、少しいかなという感じがします。両方ともそうですね。21ページのほう、利用促進だと、利用する側なのかな。開発する側が相談を持ち込んだり、こんなものをつくってみただけど、こんなものをつくりたいんだけどとか、そういうことをどこかへ相談して、「確かにそれなら可能性はあるよね」ぐらい言ってもらおうと、「じゃ、やってみようか」というように進むんだけど。開発側に対しても促進を図るみたいなのが第一歩としてありそうなので、先生はそこら辺を言っておられると私は理解しました。そこら辺を仕組みという言葉だけで十分に伝え切れているかとなるので、可能であれば枕言葉を何か考えてもらおうといいような気もしました。

○蓮見分析官 わかりました。

○屋井委員長 それから、先ほどの資産価値の件も、26ページの無電柱化による資産価値の向上等の効果について収集・分析を進めるということで、資産価値の向上自体があるかどうか分からないという書き方にも見えるけども、例えば外国の例なんか出していえば、資産価値が上がるということを説明しながら、利用者というよりも居住者に負担を求めていくような例もあるわけだから、果たして日本でどうかということを検証していくみたいな、唐突に出ているわけじゃなくて、そういうことは当然あることが前提で無電柱化が行われている場所もあると、あるいは考え方もあるということが伝わるような枕言葉になると、もっといいかなという気もしました。これは先生の話をお伺いしながら個人的に思ったことです。

どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

私から1点。余り踏み込めないところというか、今回の議論の中では十分ではないけども、26ページ、29行目に「負担について研究が進められることが望まれる」ということで言うと、「研究」となってしまうと、すごく時間がかかるような感じもするんだけど。これはどういう趣旨でというか、意図があつてなのかな。もちろん研究も必要なので、研究という言葉を検討という言葉とほぼ同じだと読み取れば、別に言葉使いだけの問題なので鋭意検討しなさいということなんだけども。研究という言葉をあえて使うと、使わなければいけないのかなという感じがしてね。そこは一つクエスチョンというかな、検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょう。

○山本委員 細かい点ですが、25ページの24行目以下に「他の計画・事業との連携」という項目があつて、これは非常に重要な指摘であると思います。ここ自体の修文の話ではなくて、ここに記述されていることとの関係で、15ページの11行目に「なお」として、さま

ざまな計画との整合性に留意することも必要であると書かれているのですが、15ページの11行目以下の書き方がやや消極的な感じがしています。

まず、「なお」となっていて、整合性に留意するというと、何かぶつかり合う可能性があるんだけど、そこはうまく調整してというふうに読めるのですが、25ページに書かれているのは、こういった景観計画等において無電柱化を推進すると、それと連携して無電柱化を推進していくという話なので、整合性に留意するというよりは活用するとか考慮するとか、そういう表現に直したほうがよろしいのかなと思いました。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○蓮見分析官 わかりました。文言を訂正させていただきます。

○屋井委員長 ぶぶつかるようになって、見えてしまう問題ですね。お願いします。

ほかはいかがでしょうか。

雑談みたいな話じゃなくて聞きたいんですけどね。共同溝方式は5億円かかってということで全体の図面があって、この部分は道路管理者が負担しているとか、この部分はこちらだと、そういった図面が何度か出ていたような気がするんだけど。今回、この参考資料等には入っているんですか。探し切れなかったので、どこかにあるんじゃないかと思って……。

何を言っているかというのと、先ほども議論にありましたけれども、電線共同溝方式ではできなくなっている場所は確かに一杯あるわけです。先斗町なんかは、あんなに狭いところだって工夫してやっている。その通りなんだけど、電線共同溝方式は何かというのは、一般の国民の方は、その定義は知らないし、それを誰がどう負担しているかだって、もちろんわからない。だから、それが難しくなっているとされたところで、わからないことはわからないですよ。

共同溝であれば全部共同溝方式かというふうにも見えなくもないしね。だから、ここで言っている共同溝方式なるものが何だということがはっきりしているのであれば、はっきりしている範囲の中で、ある程度は注書きかどこかに書いておいてもらえると理解が進むんだけど、そのあたりどうですか。参考の中にどこかありますか。

○蓮見分析官 いつも電線共同溝の説明をさせていただくときに、歩道の中に透視図的に、地下にこういうものを構築するんですという説明で、図面といいますか、イメージ図をつけさせていただいているんですが、今回、参考資料の中にはございません。一般の方が読んでもわかるように追加をさせていただきたいと思います。透視図と右側に費用負担の図が出ているのをいつも使わせていただいていますので。

○屋井委員長 お金のほうは、もちろん誤解がないように、注意書きとかいろいろ書かなければいけないのかもしれないけども、5億円かかっているというのは、ある意味ですごくわかりやすい数字ですよ。それを何とか下げなければいけない。みんなで努力して下げなければいけないということもはっきりしているので、その辺の前提がないとわかりにくいと思います。よろしくお願いします。

○森山環境安全課長 その関連で、参考資料5に、そういう図もつければよかったと思います。それから、管路方式と直接方式は意外にわかりにくいんですけど、伝統的に昔からのことなので、もっとわかりやすく図でもつけて、何が違うのというのがわかるように資料のほうでも工夫をしようと思います。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○松原委員 私、専門ではないのでお伺いするんですが、21ページの新技術の利用促進で、先ほどから、新しい技術をいかに広く知っていただくかということが論じられているのですが、前にこの話が出た時には、新技術にかんしては認証制度みたいなものが必要になるんじゃないか、それが普及も兼ねるだろう、と言われてたかと思うのです。それはこの全体の流れでは落ちているような気がします。そういうものはここにかかわるのでしょうか。それとも、別段階で何か考えるということになるのでしょうか。

○森山環境安全課長 場所的には21ページの25の利用促進を図る仕組みという中に盛り込んでいるつもりです。ただ、建設工事であればNETISというのがありまして、主に直轄工事をやる場合には、審査を経て登録してもらって、それを各企業が使いたければ使うと。使う場合にはインセンティブがあるのですけれども、しかも、しっかり実績があって評価が出ればいいという技術に認証され、それがオートマチックに使える仕組みになっているんです。それは、あくまで国土交通省の工事が中心なので、今回の場合には電気通信とかになるので、そのまま応用できるのか、もしくは電気工事、通信工事の方でつくってもらうのか。そこは、これから検討しながら、イノベーションを盛り上げるためにはそういう枠組みが要りますので、関係者とも御相談しながら詰めていくことになるかと思いません。

○屋井委員長 よろしいでしょうか。——どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

本文については大体こんなところでよろしいということであれば、タイトルにいっちゃっていいんですか。

本文については、色々いただいた御意見を踏まえて修正をさせていただいて、改めて委員にはメールで送付させていただいて、あとは私と事務局で相談の上、確定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

あとはタイトル案ですね。タイトル案について、これも御説明いただけるんですか。

○清水地域道路調整官 資料3の表紙と、参考になるかどうかわかりませんが、資料5がございまして。資料5は最近の審議会とか委員会で、どんなタイトルがついているかというのを集めたものであります。資料3の表紙にある案1-1から1-3は、事務局なりにあでもない、こうでもないと言いながらアイデアを出し合ったものであります。案2は、これが中間取りまとめということもあって、少し骨太な表現といいますか、「無電柱化推進のあり方検討委員会中間報告」をタイトルにして、サブタイトルで上の3つの案にあるような言葉を入れるかなという、2パターンということで用意させていただいております。いろいろな御意見をいただければと思っております。

以上です。

○屋井委員長 ということでありますが、いかがでしょうか。御意見を御自由にいただければと思います。

資料5は、建議で中間取りまとめだけど、こういうタイトルがきちんとついているのもあるから、今回は中間取りまとめだけど、こういうタイトルをつけてもいいじゃないかということで御用意いただいております。短い言葉でインパクトがあったほうが、今回はよさ

そんな気がします。例えば「脱・電柱社会」とか、脱無電柱化ってまずいんだな。(笑声) 脱・電柱化だね。短い言葉は何となくインパクトがありそうな感じあります。

○池上委員 案1-1、1-2、1-3とありますね。この中で委員長と同じで、「脱・電柱社会～日本の空を取り戻そう～」が一番短くて、他のは文中に「パラダイムシフト」とか「電柱が無いことが当たり前の社会」とあるんですね。でも、これらは表現がやわらかすぎるといえるか。もう少し前向きに、できるだけ早くこれを実現したいんだという思いがあるのは「脱・電柱社会」かなと思って、私はこれに賛成しました。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

案1-2は「脱・電柱社会」がメインタイトルなんですね。しかもサブタイトルに「日本の空を取り戻そう」みたいなものがくっついてくるということで、そういう感じなんですね。案2は、検討会の中間報告という非常にかたいタイトルがあって、その下にサブタイトルとして、例えば「脱・電柱社会～日本の空を取り戻そう～」みたいなものがくっついてちゃったって構わない感じなんですね。

そうになっていると、持っていく先によっては、これはあり方研究中間報告ですというし、持っていく先によっては、これは脱・電柱社会レポートですってというような両刀使いができるみたいな感じかもしれませんので、そういう選択肢もあるかもしれません。

○森山環境安全課長 事務局的に言いますと、短いやつだとロゴマークなんかができるんですね、名刺とか何かのときに。これは余談でございますけれども、そういう使い方もできるかなという。

○屋井委員長 「脱・電柱社会」より短くなると、脱・電柱になっちゃうもんね。脱・電柱だと短すぎちゃう。

ほかはいかがでしょうか。議論としては、そんなところでよろしいですか。ほかに御意見がないと、たまたま申し上げたというわけじゃないんだけど、たまたま案1-2が短くていいかなと思ったんですけど、それを原案とさせていただいてよろしいですか。

○鈴置委員 副題の「日本の空を取り戻そう」は、景観がメインになっている印象です。文中では、安全とかいろいろなことに言及されていますので、全体の整合性はどうかという感じがします。

○屋井委員長 そうなんですね。私もチラッとそう思ったんですけども、空を取り戻す目的は防災、安全、景観なんだというふうに強引に読めば読めなくはない。確かにおっしゃるように、第一感としては、何で空が必要かという、風景という感じもしますね。そういう御意見もいただきました。

「脱・電柱社会」は大体よさそうな感じでよろしいですか。ただ、「脱・電柱社会」にもう一個加えたくなくなっちゃうところもあるんですね、この副題というかね。副題があるのは「美しく、しなやかな日本を」というと、しなやかで安全、防災は全部受けているということなのかな。

○森山環境安全課長 読みにくいんですね、しなやかだけだと。

○屋井委員長 どうでしょうか。

○屋井委員長 わかりますね。そこだけをリードしたくはないですからね、景観だけじゃない。

「脱・電柱社会」は合格とさせていただいて、案2も捨てがたいんだけど、「委員会中間報告 脱・電柱社会」ではちょっと寂しい……。大和言葉的な何かが入っているほうがやわらかくていいですよ。私の感じだと、案2の中間報告とある下の2行目が「脱・電柱社会～日本の空を取り戻そう～」と入ると、何となくいいかなという感じがしたんです。

○山内委員 私はそれに賛成です。

○屋井委員長 いいですか。

空を取り戻そうという言葉に「はじめに」のどこかに入れ込んで、それは防災も安全も考えているんだという言いわけを最初のほうに書いておきますか、今日の結論は。

御賛同いただいたので、中間報告にしておいて、「脱・電柱社会」が一番に売りたい、アピールしたい言葉にして、その後ろに大和言葉で文章をつけてね。もっといいアイデアが出てきたら、次回、修正したときに、一緒に委員の先生方へ送っていただければいいから。もし日本の空を取り戻そうでいく場合には、鈴置先生の御指摘もあったけども、景観だけじゃないよということをこのレポート全体で言うためにも、「はじめに」にそこら辺を枕言葉的にでもいいから加えてもらったらありがたいなということです。そんなところでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、そうさせていただきます。

先ほど段取りは申し上げましたので、この中間報告に関しては、そういったことで先生方に最終確認いただいてから確定となります。

最後に、全体を通して御発言というか、この先にあることは推進計画に向かっていくんだと思いますけども、先々行われていくことを踏まえながら、何かメッセージというか、コメントをいただければ、それもありがたいんですけども、いかがでしょうか。どなたかからでも結構です。これはシナリオにはないんですけど、皆さんに一言ずついただくという方法もあります。そういうのもいいんですけども、どうですか。どうしましょうか。時間がちょっとあるという、早く終われというのものもあるんですけども。

松原先生、最後にいかがですか、お願いします。

○松原委員 タイトルの話でいくと、私、無電柱革命という強いタイトルの本を出しているから少々言いにくいのですが、やはり強く聞こえるものに共感します。

今回の取りまとめは立法の次のステップとして非常に重要だと認識しています。これまで電線共同溝方式が常に前提とされ、それに費用がかかるから推進できないんだという反対意見が強かった。けれども今後はそれとは異なる枠組みで物を考えていくんだよ、そう押し出す報告書になるのですね。ですので、何かを転換するんだ、だから脱というのでもいいのかもしれませんが、考え方は全く変わるんだよということが打ち出されるタイトルが良いかと思っています。脱・電柱社会という副題であればいいかなと感じます。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかに全体を通してというかな、第7回ということでもありますけれども、御意見等ありましたら、どうぞ。

○鈴置委員 無電柱化を進めるには、国、自治体、電線管理者が住民も含めて、共同して機運を高めて進めていくことが一番大事だと思います。そういう観点からすると、国、自

治体と電線管理者の間での意思疎通とか状況認識の共有をはかるということが、計画の初期段階といいますか、大もとの枠組みをつくるころから重要だと思います。そのような意思疎通とか状況認識の共有ができるような仕組みがあることが大事であるという感想を私は委員会全体をとおして持ちました。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

今、御発言になったような議論もときどき出てきていたと私は記憶しています。仕組みというのかな、誰がそれをつくるかということなんですけどね。通信や電力の方々も日ごろから現場も含めていろいろ合意形成しながら実際に進めておられるわけだけでも、道路管理者もそういう部分でも大変豊富な経験があつてね。まさに連携の中で、こういう新しい取り組みに対してのスキームというよりも進め方かな、全体の枠組みも考えていただくというのは必要なんじゃないかなと思います。

それが、ひいては円滑な合意形成に資するようになってくると思いますので、場所、場所で全部違う方式でやっていってもなかなかつらいものですから、できるだけ全国共通にできるようなものを志向していただくといいんじゃないかと思いますね。どうもありがとうございます。

ほかに何か御発言ありますか。

○池上委員 まだ動き出したばかりですが、初期の段階に情報の一元化ということを申し上げたいんです。少ないとはいえ、既に無電柱化が完了したところがありますよね。少なくとも国土交通省はしっかり把握していて……。なぜこんなことが心配かという、過去の阪神・淡路大震災で、無電柱化とは関係ないんですが、復旧に応援隊が行ったときに、消防の場合ですけれども、ホースの径が合わなくて役に立たなかったということがあったんですね。

それにはいろいろ事情はあるんですけども、そういうことのないように、無電柱化に関しては、どこではこういう方式を使っているということが全部一元化して、災害復旧に行ったときに、迷わずにその資機材を持って行ってできるような、そういう仕組みというんですかね。ちょっと気が早いんですけども、私、防災をしているものですから、どうしても災害後のことも考えると、そういうことを初めからきちんとやっていただきたいと思います。

それから、先ほど秋葉先生が相談窓口ということをおっしゃっていましたが、それもとても大事なことで、まだどこって決まっておられませんよね。ですから、そんなことも緩やかに決めていかなければいけないなと思っています。

以上です。

○屋井委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。山内先生もあれですか、よろしいですか、一言。

○山内委員 特にないです。題については、屋井先生の案が一番いいなと思っています。

○屋井委員長 どうもありがとうございます。

余り強要してもいけない。よろしいですか。

7回にわたって、ここまで来られたのは、先生方の活発な、熱心な御議論、御審議のおかげであります。どうもありがとうございました。このレポートのおわりにのところで、前

のめりとは言わないけども、「見事なまでの醜態」というすごい言葉が出てきて、この迫力を今日は感じ取ったわけであります。

最初の会議で申し上げたように、自転車走行空間なんていうのも日本はすごく遅れてきたんだけど、最近、同時期にできた法律のおかげもあって、鋭意精力的に進めていこうという体制になっています。無電柱化と直接かかわるかどうかという、常に関わるわけじゃありませんけども、道路空間を将来どういう姿にしていくなか、そういうことを考える上では非常に重要な2つのポイントです。それが同時に動いているというのは絶好のタイミングであると思いますので、今後、推進計画を策定する上で今回の中間取りまとめを十分に生かしていただいて進めていただきたいと思います。

たまたまここ1カ月ぐらいで、フィリピンだとか、韓国だとか、いろいろなところへ行ってきました。見ていると、技術開発をして、それを展開する場所として、先進国は別ですけども、途上国にある電線類とかトランス類なんていうのは、日本の比じゃないぐらいすごいのがいっぱいあって、もう少し工夫したほうがいいんじゃないかなとか、日本で工夫して、日本なりのしなやかできめ細かな、いろいろ配慮したようなものが開発されてくると、将来の途上国では結構ニーズが出てくるんじゃないかと思いました。

隣の国の韓国でも、本当にきれいなストリート、無電柱化したストリートの歩道の上に、500キロボルトアンペアの巨大なトランスがどかんと置かれてたりするんですね。なぜそうなっているかはわかりません。民地側で一切引き受けないのかもしれないけども、余りにもすごい大きさのものが平気であったりする。そんな例はいろんなところであるわけです。

まさに安全もあるし、景観に配慮するということのニーズがアジアなんかでも高まってきたときには、我々のところで検討が始まる色々な新しい技術が使えるような気がしますので、日本だけじゃないということも踏まえて検討できると、大変いいんじゃないかというふうに感想を持ちました。

最後に余計な話をしましたけれども、7回にわたる議論、どうもありがとうございました。これで議事を終わらせていただきます。マイクをそちらにお戻ししてよろしいですね。よろしくをお願いします。

○蓮見分析官 ありがとうございます。

中間取りまとめ、それからタイトルも含めて、本日いただいた御意見も踏まえて事務局で修正して、再度委員にお諮りさせていただきたいと思います。最終的には委員長一任ということでやらせていただきたいと思います。修正が整い次第、速やかに公表させていただく予定でございます。無電柱化推進のあり方検討委員会は今回で一区切りさせていただく予定でございます。

○蓮見分析官 最後に道路局次長の和田より御挨拶を申し上げます。

○和田道路局次長 道路局次長の和田でございます。

7回にわたる御議論をいただいたわけですが、私自身は7月11日に異動してまいりましたので、1回だけのおつき合いになってしまいまして非常に申しわけないんですけども、7回にわたりまして本当に貴重な御意見をいただきまして、そして、一生懸命御議論いた

だきまして、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

今回、取りまとめていただきました方向性、具体的な施策は、昨年成立しました無電柱化の推進に関する法律を踏まえた取り組みを実際に現場で実践するために道筋を示していただいたものと思っております。日本の無電柱化を強力に進めるための処方せんになるものと考えております。

低コスト手法の導入、占用制限制度の活用はもちろん、関連する施策を総合的に推進していくことが重要でありますし、国民の理解と関心を一層深めていくことも必要だと思っております。今後、この委員会の取りまとめを踏まえて関係機関との協議や調整を進め、法律に基づく無電柱化推進計画を策定し、施策の具体化に取り組んでまいります。

今後とも無電柱化を初めとする道路行政に対する御指導、御協力をお願いいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○蓮見分析官 ありがとうございました。

本日の委員会資料は、いつもどおり、準備が整い次第、国土交通省のホームページで公表を予定しております。

以上をもちまして、第7回無電柱化推進のあり方検討委員会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

——了——